

## 主なQ & A

S U I : 起業家候補 (スタートアップイノベーター)

### 【提案要件関連】

Q 1 現在ベンチャーの設立準備中ですが、応募可能ですか？

A 1 ご応募可能です。

Q 2 現在ベンチャーを既に立ち上げて法人登記していますが応募可能ですか？

A 2 ご応募可能です。

ただし、既に本提案内容の事業活動を開始されている場合や、ベンチャーキャピタルや企業等から出資を受けて起業している場合は、今回は対象外です。

Q 3 他の助成事業等に申請中ですが、応募は可能ですか？

A 3 ご応募可能です。

ただし、両方とも採択された場合は、提案内容が重複する場合は、どちらか一方を選択する必要があります。

Q 4 日本政策金融公庫の資本性ローンを利用していますが、出資を受けたとみなされるのでしょうか？

A 4 みなされません。本事業へご応募いただけます。

Q 5 ベンチャー（会社）設立時に外部の出資者（エンジェルやシードアクセラレーターなど）から設立資金の援助を受けていますが、この会社をS U I ベンチャーとした場合、応募可能でしょうか？

A 5 ご応募いただけません。

業として出資を行う外部者からすでに資金の援助を受けたベンチャー（会社）の場合は本事業に応募いただけません。ただし、公募締切日以降に出資が実行される場合は、本事業にご応募いただけます。

Q 6 クラウドファンディングを用いて資金の調達を行いたいと考えていますが、応募可能でしょうか？

A 6 公募締切日の10月21日以前に資金調達がされている場合は、応募対象外となります。ただし、公募締切日以降に資金調達される場合は、本事業にご応募可能です。

Q 7 既に起業済みのベンチャー（会社）でストックオプションを発行していますが、応募要件上問題ありませんか？

A 7 スtockオプションの権利を所有する者が、業として出資を行う個人または法人の場合は、応募対象外となります。

Q 8 既に起業済みのベンチャー（会社）で私募債を発行して親族、知人、取引先等が引き受けていますが応募要件の対象外となりますか？

- A 8 取引先等が業として出資を行う場合は応募対象外となります。  
ただし、業としてではない、親族、知人等の出資の場合には応募対象となります。
- Q 9 経済産業省の「新事業創出のための目利き・支援人材育成等事業」に係る支援案件に採択されていますが、重ねて申請できますか。
- A 9 公募要領5. 留意事項の「重複助成」にあたるので、申請の対象外となります。(JSTなど他の事業であっても同じ技術シーズに基づくものと見なされれば重複助成となります)
- Q 10 エスクローを利用して調達する資金は、「業として出資を受けていること」になりますか。
- A 10 調達内容が出資のための資金であるとすれば、該当します。現状は取引や設備購入の代金である場合がほとんどと考えられ、その場合は該当しません。
- Q 11 既に事業活動開始に向けて準備をしていますが、応募は可能でしょうか？
- A 11 公募締切日までに売り上げが発生しない場合は、応募可能です。

#### 【雇用条件関連】

- Q 1 現在企業に所属していますが、個人またはチームで応募可能ですか？また留意事項はありますか？
- A 1 応募可能です。ただし、採択が決定した場合、3ヶ月以内にご自身が所属するSUIベンチャーを設立することが条件となります(なお、設立費用はご自身で負担して頂く必要がございます)。その3ヶ月間で現在の所属先等と相談して、今後の方針を決定してください。
- Q 2 昨年度のSUI支援事業では、採択者は管理法人に契約社員として所属する必要がありましたが、今回も必要ですか？
- A 2 必要ございません。本年度はNEDOがSUIベンチャーに直接委託をします。
- Q 3 SUIベンチャーで本事業に従事する人数に制限はありますか？
- A 3 制限はございません。  
ただし、従事者をご経歴等を確認させて頂き、担当の事業カタライザーとNEDOの両者が協議した上で、本事業に必要不可欠なメンバーであると認められた場合に限り  
ます。
- Q 4 昨年度のSUI事業では労務費に上限がありましたが、今回もありますか？
- A 4 制限はございません。  
ただし、NEDOが規定する労務費計上のルールに従っていただきます。
- Q 5 年齢(高齢者、学部学生)による条件、有利不利はあるか？
- A 5 ございません。

## 【技術シーズ等について】

Q 1 提案内容に関する知的財産権（特許など）を持っている必要がありますか？

A 1 必ずしも必要ではありません。

ただし、事業化をする際に利用可能である必要があります。

Q 2 対象となる技術シーズは？

A 2 経済産業省所管の鉱工業技術（原子力に係るものを除く）となります。

以下に技術分野と代表的な例を示します。

- ・ エネルギー関連技術
- ・ ライフサイエンス関連技術  
    バイオ、医療機器、再生医療、創薬など
- ・ 情報通信関連技術  
    人工知能、画像認識、半導体、レーザーなど
- ・ 環境関連技術  
    地球温暖化対策、排水処理、資源リサイクルなど
- ・ ナノテク・材料関連技術  
    吸着材、プラズマ、機能性材料、超伝導材料など
- ・ 製造技術  
    金属加工、真空、鋳造、成型加工、劣化診断など
- ・ 社会基盤関連技術  
    災害予測、交通システム、農業計画、土壌改良など
- ・ 航空・宇宙関連技術

## 【業種】

Q 1 ITソフトウェア関連の技術はどこまでが対象か。

A 1 ソフトウェア技術それ自体が独自理論に基づく革新的な技術であるとか、全体として鉱工業技術【技術シーズ等についてのA2参照】の革新に資することを意図する技術であれば対象となります。複数のハードウェアの改良あるいは組み合わせにより、ITプラットフォーム全体の機能性を著しく促進するような技術も対象となります。一方、例えば商業・サービス上の新規アイデア実現のためのツールであるとか、スマホアプリ、既存プラットフォーム上でのアプリケーション開発効率を高める技術といった内容は対象外となります。

Q 2 医薬関連技術はどこまでの範囲が対象か。

A 2 創薬、医薬品製造技術、医療機器の開発・生産・革新に関する技術などは対象になります。治療・診断・予防・投薬・施術・機器操作等、医療自体の（構成要素として医師・技師等の属人的な資格や技量を含む）技術は対象になりません。  
なお、開発に長期間を要するプロジェクトであっても支援期間は最長1年です。

## 【知財について】

Q 1 この事業により取得した知財の取扱いはどのようになりますか？

A 1 SUIベンチャーに帰属します。

Q 2 知財の出願、特に海外出願に係る費用はどの範囲まで認められますか？  
A 2 国内特許出願料（国内優先権主張出願含む）とPCT出願に係る出願料（送付手数料、調査手数料、優先権証明手数料含む）、及び特許事務所に外注した場合の特許事務所手数料。

Q 3 既にもっている国内特許の海外出願費用は経費の対象となりますか？  
A 3 対象となりません（A 2参照）。採択されましたら事業カタライザーに知財戦略についてご相談ください。

Q 4 特許を取得していることが応募の条件となりますか？  
A 4 必須ではありません。  
ただし、審査の過程に含まれるデューデリジェンスでは、事業化をする際に特許等のノウハウが独占的に利用可能であるかどうかの評価対象としています。

#### 【その他】

Q 1 事業実施中に起業する場合、登記住所をNEDOインキュベーションセンター（NIC）にすることは可能ですか？

A 1 可能です。  
ただし、事業終了後直ちに登記移転して頂く必要があります。

Q 2 活動費の使途に制限はありますか？

A 2 ございます。  
本年度のSUI支援事業では、NEDOがSUIベンチャーに直接、本事業を委託します。機械装置費、労務費、再委託費・共同実施費、間接経費等、計上可能ですが、詳しくは、採択決定後の説明会や経理指導等で説明をします。

Q 3 SUIとして活動する上で、手持ちの資金がありませんが応募可能ですか？

A 3 可能です。  
NEDOはSUIベンチャーからの申し出により、必要に応じて活動費の概算払い（前払い）をします。ただし、担当の事業カタライザーおよびNEDO担当者の両社と協議の上、申請をいただいた後に概算払いを実行することとします。

Q 4 昨年度のSUI支援事業に提案して不採択でしたが、今回も同じ事業構想で提案しても問題ないですか？

A 4 問題ございません。  
ただし、昨年度と評価基準は大きく変わりませんので、ビジネスプランのブラッシュアップをされている場合は、その内容をご提案されることをお勧めします。

Q 5 昨年度のSUI支援事業で必要であった「出資のコミットメント」は今年度も必要ですか？

A 5 必要ございません。